

平成 28 年度

学 生 便 覧

(28年度入学生適用)

広島大学生物生産学部

—広島大学の理念—

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

—生物生産学部の理念—

生物生産学部は、人類の持続的生存と福祉の向上に貢献できる人材を養成するため、次の理念をもとに教育・研究を行う。

- 生物圏の環境保全
- 環境に調和した食料の生産
- 健康で豊かな食の創成
- 生物資源に関わる知の創造
- 地域と国際社会への貢献

—生物生産学部の教育研究上の目的—

生物生産学部は、環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し、生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより、この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

—生物生産学部の教育目標—

生物及び生物圏に関わる科学的知識を基礎として、環境と調和した食料生産と生物資源の有効利用を行う分野において、地球規模の広い視野を持って活躍できる、教養・基礎学力・応用展開能力を身につけた専門家・研究者の養成を行う。

学 期 区 分

期	学 期	区 分
前期	春 季 休 業	4月 1日 ~ 4月 7日
	第 1 ター ム	4月 8日 ~ 6月 10日
	第 2 ター ム	6月 11日 ~ 8月 11日
	夏 季 休 業	8月 12日 ~ 9月 30日
後期	第 3 ター ム	10月 1日 ~ 12月 2日
	第 4 ター ム	12月 3日 ~ 2月 15日
	冬 季 休 業	12月 28日 ~ 1月 5日
	学 年 末 休 業	2月 16日 ~ 3月 31日

授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8 : 45 ~ 9 : 30
2	9 : 30 ~ 10 : 15
3	10 : 30 ~ 11 : 15
4	11 : 15 ~ 12 : 00
5	12 : 50 ~ 13 : 35
6	13 : 35 ~ 14 : 20
7	14 : 35 ~ 15 : 20
8	15 : 20 ~ 16 : 05
9	16 : 20 ~ 17 : 05
10	17 : 05 ~ 17 : 50

9 (※)	16 : 20 ~ 17 : 05
10 (※)	17 : 10 ~ 17 : 55

(※) を付した時限は、45分授業を実施する場合の時限を示します。

学 生 便 覧 に つ い て

1. この**学生便覧**は、生物生産学部平成28年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. この**学生便覧**は、到達目標型教育プログラムに関する履修方法等の説明、教養教育に関する履修方法等の説明、生物生産学部の教育課程及び履修要領及び修学上の諸注意等を後半部（専門教育について）に記載したものです。
3. 平成28年度入学生は、卒業するまでこの**学生便覧**に従って履修等を行わなければならないので、紛失しないよう大切に扱ってください。
4. 平成28年度入学生は、この**学生便覧**のほかに、教養教育科目のシラバスと専門教育科目シラバスを活用して、遺漏のないよう各自の履修等の計画を立ててください。
5. シラバスは「Myもみじ」（学生情報の森「もみじ」）に掲載しています。

目 次

○ 広島大学の理念・生物生産学部の理念・目的・目標	i
○ 学期区分・授業時間について	ii
○ 学生便覧について	iii
○ 学部の沿革	iv
○ 広島大学歌	vi
○ 目次	vii
○ 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS」について	
・ 目次	ハイプロ 1
○ 教養教育について	
・ 目次	教養 1
○ 専門教育について	
・ 生物生産学部の特色	専門 1
・ 広島大学生物生産学部細則	専門 3
・ 研究者養成特別コースプログラムについて	専門 19
・ AIMS プログラムについて	専門 21
・ 履修登録・試験及び成績について	専門 22
・ 学生のコース分属について	専門 24
・ 広島大学生物生産学部卒業論文指導要領	専門 26
・ 広島大学生物生産学部細則第30条に規定する論文試験の受験手続	専門 26
・ 卒業論文の学生配属について	専門 27
・ 中国・四国地区国公立大学農学系学部との単位互換について	専門 28
・ 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	専門 29
・ 広島大学研究生規則生物生産学部取扱内規	専門 30
・ 広島大学生物生産学部における長期履修学生制度について	専門 30
・ 広島大学生物生産学部における早期卒業認定に関する基準	専門 31
・ 広島大学生物生産学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する基準	専門 32
・ 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について	専門 33
・ 教育職員免許状の取得について	専門 34
・ 家畜人工授精師免許資格について	専門 40
・ 学芸員となる資格の取得について	専門 42
・ 食品衛生監視員及び食品衛生管理者について	専門 43
・ インターンシップについて	専門 45
・ 広島大学生物生産学部関連の附属施設	専門 46
○ 学生生活について	
・ チューターについて	専門 49
・ 事務機構と分担事務の内容	専門 50
・ 学生生活等について	専門 51
・ 事件・事故の対応について	専門 53

・ 生物生産学部学生用ロッカー使用要領	専門	54
○ 教員名簿等		
・ 教員名簿	専門	55
○ 建物配置図等		
・ 生物生産学部配置図	専門	59
・ 講義・管理棟C平面図	専門	60
・ 実験・研究棟A平面図	専門	61
・ 実験・研究棟B平面図	専門	63
・ 瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター西条ステーション(農場)配置図	専門	64
・ 生物生産学部附属練習船基地配置図	専門	65
・ 瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション(水産実験所)配置図	専門	66
○ 諸規則		
・ 広島大学学則	規則	1
・ 広島大学通則	規則	5
・ 広島大学学生交流規則	規則	14
・ 広島大学学位規則	規則	16
・ 広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則	22
・ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	規則	26
・ 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則	27
・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則	30
・ 広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則	33
・ 広島大学科目等履修生規則	規則	36
・ 広島大学学生表彰規則	規則	39
・ 広島大学学生表彰基準	規則	40
・ 広島大学学生懲戒規則	規則	41
・ 広島大学学生生活に関する規則	規則	44
・ 広島大学学生証取扱細則	規則	45
・ 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則	47
・ 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則	48
・ 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)	規則	49
・ 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則	51
・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則	53
・ 広島大学研究生規則	規則	54
・ 広島大学外国人研究生規則	規則	56
・ 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則	58
・ 広島大学構内駐車場利用規則	規則	60
・ 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則	61
・ 学業に関する評価の取扱いについて	規則	68
・ 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	規則	69

専門教育について

○ 学 部 の 特 色

生物生産学部は、**1) 生物圏の環境保全、2) 環境に調和した食料の生産、3) 健康で豊かな食の創成、4) 生物資源に関わる知の創造、5) 地域と国際社会への貢献**を理念として、生物及び生物圏に関わる科学的知識を基礎に、環境と調和した食料生産と生物資源の有効利用に関する分野において、地球規模の広い視野を持って活躍できる教養・基礎学力・応用展開能力を身につけた専門家・研究者を養成することを教育目標としています。

学部の理念並びに教育目標に基づき、1年次並びに2年次前期では、豊かな社会的素養を身につけ、専門科目を学ぶための広い視野に立った基礎知識を養い、2年次後期からは、5つの各コースに分かれ、それぞれの専門領域を中心にした実学的教育を実施しています。各コースのカリキュラムは、それぞれ教育プログラムとして提示されています。

この**教育プログラムは、本学が教育の質を向上させ、社会が求める卒業生を世に送り出すために到達目標型の教育を行うためのシステム**として平成18年度から導入したものです。教育プログラムでは、各コースにおける4年間の学士課程教育の明確な目標が設定されていて、その目標達成のために授業内容や方法が十分に吟味された授業科目が統一的かつ体系的に配置されています。入学時に、「教育プログラム」の到達目標（知識・理解、能力・技能など）とその意義、取得単位、卒業要件と履修単位、学習を進めるための授業科目のシラバス及び成績評価の方法があらかじめ明示されます。また、各学生には、学業成績だけでなく、各学生が身につけた能力や技能も定量的に測定して伝えます。したがって、自分自身の長所がはっきりと把握でき、自分の良いところをさらに伸ばすことができるようになります。

教育プログラムのコンセプトは、「みえる」「つながる」「つかえる」です。

すなわち、

- 大学で「何をどのように学んで、何が身につくのか」が「みえる」ようになっています。
- 入学した後に、高校で習った授業や、大学で学ぶ授業と授業とが「つながる」ので、自分の学習が進めやすくなっています。
- 卒業までに身に付けた知識や理解、能力や技能が、そのまま社会や大学院で「つかえ」ます。教育プログラムには、以下に示すように、その履修によって学位取得が認められる「主専攻プログラム」、興味の幅を広げ、専門以外の分野を学ぶ「副専攻プログラム」及び特定のテーマに基づいて学んだり、資格を取得するために学ぶ「特定プログラム」があります。
- 主専攻プログラム
卒業時に学位を取得するためのものです。必ず1つ選択します。
- 副専攻プログラム
興味の幅を広げ、専門以外の分野を学ぶものです。
- 特定プログラム
特定のテーマに基づいて学んだり、資格を取得するために学ぶものです。

生物生産学部に入學後、1年次と2年次前期は、豊かな社会的要素を身につけるための教養教育科目や、専門科目を学ぶために必要な基礎を身につけるための専門基礎科目を主に履修します。2年次後期からは、本人の希望と成績により、生物圏環境学、水産生物科学、動物生産科学、食品科学、分子細胞機能学の5つのコースに分属し、同名の教育プログラムを主専攻プログラムとして履修します。それぞれのコースには、コース所属の教員がおり、責任をもって、主専攻プログラムの教育のお世話をします。なお、履修条件を満たせば、副専攻プログラムや特定プログラムの履修も可能です。

5つの主専攻プログラムでは、体系的なカリキュラムの編成により、生物生産に係わる自然科学から社会科学に及ぶ幅広い知識と知恵を習得できるよう配慮しており、21世紀を担う人材を養成します。

各主専攻プログラムでは、それぞれ以下の目標に従って教育を行っていますが、柔軟なカリキュラムの編成により各プログラムの枠を越えた幅広い知識を習得できるように配慮しています。

各主専攻プログラムの教育目標

○ 生物圏環境学

生物圏における食料の生産から消費にいたる人間的営みに着目しながら、陸域の植物生産と水域の環境や低次生産、生態系の構造と機能について総合的に教育し、生物圏の食料・生物生産機能と環境保全機能の向上に貢献できる人材を養成します。

○ 水産生物科学

海洋生物資源の有効利用を図るために、水産資源の再生産機構の解明及び新しい増養殖・放流技術の開発に関わる基礎的及び応用的教育を行い、関連する幅広い分野で、問題解決能力を持って活躍できる人材を養成します。

○ 動物生産科学

動物の機能と生産に関わる科学的な基礎知識と実践的技術を幅広く教育し、家畜の近代的生産や動物を応用する分野において、教養と応用展開能力を身につけて国際的な広い視野で活躍できる人材を養成します。

○ 食品科学

安全で高品質・高機能な食品の開発・製造及び生物資源の機能解析と有効利用に関する基礎知識と技術を総合的に教育し、広い視野から健康で豊かな食生活の創成に貢献できる人材を養成します。

○ 分子細胞機能学

微生物や動物、植物のもつ生物機能を遺伝子や蛋白質、有機物などの生体分子の視点から解き明かし、細胞や細胞内の小器官を生体分子の集合体として特徴づけながら、分子が織りなす細胞や生物個体の生命現象を理解し、生物資源の開発や有効利用、食料や環境等への応用へと貢献できる人材を養成します。

○ 広島大学生物生産学部細則

平成16年4月1日

学部長決裁

広島大学生物生産学部細則

(総則)

第1条 広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し、生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより、この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(コース)

第3条 生物生産学科に、次のコースを置く。

- 生物圏環境学コース
- 水産生物科学コース
- 動物生産科学コース
- 食品科学コース
- 分子細胞機能学コース

(コースの決定)

第4条 本学部の学生は、前条に規定するコースのいずれかを専攻するものとする。

- 2 コースの決定時期は、第2年次前期末とする。ただし、編入学した者については、入学時とする。
- 3 コースの変更は、原則として認めない。
- 4 コースの決定方法は、別に定める。

(教育課程)

第5条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして体系的に編成する。

- 2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

コース名	主専攻プログラム名
生物圏環境学コース	生物圏環境学プログラム

水産生物科学コース	水産生物科学プログラム
動物生産科学コース	動物生産科学プログラム
食品科学コース	食品科学プログラム
分子細胞機能学コース	分子細胞機能学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。
- 3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(主専攻プログラムの登録)

第7条 学生は、専攻するコースの主専攻プログラムを登録するものとする。

- 2 前項の登録の時期は、第4条第2項に規定するコース決定時とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の学部の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(履修手続)

第8条 授業時間割等は、学年の始めに公示する。

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

第10条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第11条 他学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、第9条の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第12条 チューター及び指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 通則第20条の規定に基づく、履修科目の登録の上限設定等については、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第14条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、本学部の認定単位数として30単位までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、広島大学生物生産学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て認めることができる。
- 3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第15条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合は、6単位を限度として当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の外国語科目の単位に代えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(教育課程の修了)

第17条 教育課程の修了の認定は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する単位を修得した者について行う。

(単位数の計算の基準)

第18条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(試験)

第19条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

- 2 科目試験は、特に指定しない限り当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、実験、実習及び演習については、レポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

(追試験)

第20条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
 - (2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)
 - (3) 天災その他の非常災害
 - (4) 交通機関の突発事故
 - (5) その他やむを得ない事情
- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて所属学部長に願い出なければならない。
 - 3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
 - 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第21条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA : Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

(到達度の評価)

第22条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

- 2 前項の到達度の評価は、教育プログラムの到達目標に示す「知識・理解」及び「能力・技能」について行い、別に定める評価基準に到達している場合は、「非常に優れている」、「優れている」及び「基準に達している」の3段階で評価を行う。

(教員免許)

第23条 学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類
高等学校教諭一種免許状	理科

- 2 前項の授業科目及び履修方法等については、別に定める。

(食品衛生監視員及び食品衛生管理者となる資格)

第24条 学生は、所定の課程を修了したときは、食品衛生監視員及び食品衛生管理者となる資格を得ることができる。

- 2 前項の課程については、別に定める。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第25条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第26条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第27条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第28条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第29条 本学部に4年以上在学し、かつ、教育課程を修了した者は、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

(卒業論文)

第30条 卒業論文は、論文試験により単位を認定する。

2 前項の論文試験は、論文審査及び口述試験又は発表会により行う。

3 卒業論文を受講しようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、当該指導教員の承認を得なければならない。

4 卒業論文題目及び卒業論文は、それぞれ指定の期限までに提出しなければならない。

(早期卒業)

第31条 通則第45条の規定に基づく早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学士入学)

第32条 通則第14条第1項の規定に基づき、本学部に学士入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、教授会が定める。

2 学士入学は、学科に欠員がある場合に限り、選考の上、許可することがある。

- 3 学士入学を許可された者は、第3年次に入学するものとする。
- 4 学士入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会が決定する。

(再入学)

第33条 通則第14条第2項の規定に基づき、本学部に再入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、教授会が定める。

- 2 再入学は、学科に欠員がある場合に限り、選考の上、許可することがある。
- 3 再入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会が決定する。

(編入学)

第34条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(雑則)

第35条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則(平成28年3月3日 一部改正)

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学生物生産学部細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。
- 3 前項ただし書の規定により授業科目を履修して単位を修得した場合には、別に定めるところにより、この細則による改正前の広島大学生物生産学部細則の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

別表第1(第6条第2項, 第17条関係)

各プログラム共通履修表(教養教育科目)

区分	科目区分		要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)														
							1年次		2年次		3年次		4年次								
							前	後	前	後	前	後	前	後							
教養 コア 科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	◎														
	平和科目		2		2	選択必修	○	○													
	パッケージ別科目		6	選択したパッケージから	2	選択必修	○	○													
	共通科目	英語 (注2) 外国語科目	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎 I	1	必修	◎													
				2	コミュニケーション基礎 II	1		◎													
			コミュニケーション I	2	コミュニケーション I A	1	必修	◎													
				2	コミュニケーション I B	1		◎													
			コミュニケーション II	2	コミュニケーション II A	1	必修		◎												
				2	コミュニケーション II B	1		◎													
			コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	必修			○	○										
				2	コミュニケーション III B, コミュニケーション III Cから 1科目	1	選択必修			○	○										
			初修外国語 (1言語選択)	4	ベーシック外国語 I から 2科目	1	選択必修	◎													
				4	ベーシック外国語 II から 2科目	1		◎													
	情報科目		2	(注3)	2	選択必修	◎														
	領域科目		8	(注4)	1 又 は2	選択必修	○	○	○	○	○	○									
	健康スポーツ科目		2	(注5)	1 又 は2	選択必修	○	○													
	基盤科目		14	基礎微分積分学又は微分積 分通論(注6)	2	必修	◎														
有機化学				2	◎																
種生物学				2	◎																
細胞科学				2	◎																
一般化学又は初修化学(注7)				2	◎																
			物理学実験法・同実験, 化 学実験法・同実験, 生物学 実験法・同実験から2科目	各2	選択必修		○	○													
計		48																			

○ 履 修 上 の 留 意 事 項

注 1：○印は標準履修年次を，◎印はその年次での履修を強く要望していることを表しており，◎，○を示す年次以降はいつでも履修することが可能である。なお，授業科目により開設期が異なる場合があるので，学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注 2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A」及び「オンライン英語演習B」の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(P. 教養42～43)

注 3：情報科目は，1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお，「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ，1年次後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注 4：人文科学領域，社会科学領域，複合領域，キャリア教育領域及び外国語領域から6単位履修し，自然科学領域から2単位履修すること。

ただし，自然科学領域の「生物の世界」は入学試験(大学入試センター試験を含む。)において生物を受験していない者の要望科目である。

他の者は「生物の世界」を修得しても卒業要件単位に含めない。

注 5：健康スポーツ科目は，スポーツ実習を履修することが望ましい。

注 6：数学Ⅲを高等学校等で履修した者は「基礎微分積分学」を，数学Ⅲを高等学校等で履修していない者は「微分積分通論」を履修すること。

注 7：「初修化学」は，入学試験(大学入試センター試験を含む。)において化学を受験していない者の必修科目である。この場合，「一般化学」を修得しても卒業要件単位に含めない。

化学を受験した者は「初修化学」を修得しても卒業要件単位に含めない。

○ 各プログラム共通履修表(専門基礎科目)

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目	単位数	履修年次											
					1年次		2年次		3年次		4年次					
					前	後	前	後	前	後	前	後				
専門 教育 科目	専門基礎科目	24	生物生産学入門	2	○											
			生化学入門	2		○										
			食料資源論	2		○										
			生物生産学のための物理学入門	2		○										
			科学技術倫理学	2		○										
			生物環境学	2			○									
			分子生物学入門	2			○									
			基礎生物学実験Ⅰ	1			○									
			基礎生物学実験Ⅱ	1			○									
			基礎化学実験	1			○									
			基礎物理学実験	1			○									
			外書講読	2						○						
			必修科目 計 20 単位													
						微生物学入門	2	○								
						フィールド科学演習	2		○							
						動物生態学	2			○						
						動物生理学	2			○						
						遺伝学	2			○						
						動物生産サイエンス入門	2			○						
						植物バイオサイエンス入門	2			○						
						生物統計学	2			○						
						生物物理化学	2			○						
						公衆衛生学	2					○				
			選択必修科目 計 20 単位のうち 4 単位選択必修 (4 単位を超える履修単位は各プログラムの選択科目とする。)													

○ 生物圏環境学主専攻プログラム履修表（専門科目）

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目	単位数	履修年次											
					1年次		2年次		3年次		4年次					
					前	後	前	後	前	後	前	後				
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	食料循環経済学	2				○								
			食料循環経済学演習	2				○								
			植物栄養生理学	2				○								
			植物栄養生理学実験実習	1						○						
			環境土壌学	2				○								
			浮遊生物生態学	2				○								
			食料生産管理学	2				○								
			生物海洋学実験実習	1				○								
			植物環境分析学実験実習	1				○								
			水域物質循環論	2						○						
			水圏環境学実験実習	1						○						
			卒業論文	6										○		
			必修科目 計 24 単位													
						海洋環境学	2				○					
						生物海洋学	2					○				
						食料社会経済学演習	2					○				
						作物生産生理学	2					○				
						土壌機能管理学	2					○				
						地域農業組織論	2						○			
						食料環境経済学特講	2					○				
						生物圏環境学特論 I	1					○				
						生物圏環境学特論 II	1					○				
			選択必修科目 計 16 単位のうち 10 単位選択必修 (10 単位を超える履修単位は選択科目とする。)													
			水産動物生態学	2						○						
			底生生物生態学	2					○							
			乗船実習	2					○							
			農場実習	1							○					
			植物分子生物学	2					○							
			水産資源学	2						○						
			海洋生物学特別実習	1								○				
選択科目 22 単位以上修得																
<ul style="list-style-type: none"> ・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 16 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。 																
合 計		128														

[卒業要件単位数] 128 単位 (教養教育科目 48 単位+専門基礎科目 24 単位+専門科目 56 単位)

○水産生物科学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目	単位数	履修年次											
					1年次		2年次		3年次		4年次					
					前	後	前	後	前	後	前	後				
専門 教育 科目	専門科目	56	水産資源学	2				○								
			水族生理学	2				○								
			水産増殖学	2					○							
			水族病理学	2				○								
			水産動物生態学	2				○								
			水族生化学	2				○								
			海洋無脊椎動物学	2				○								
			浮遊生物生態学	2				○								
			水産食品化学	2				○								
			海洋生物生産学実験Ⅰ	1				○								
			水族生化学実験	1					○							
			海洋生物生産学実験Ⅱ	1						○						
			臨海生物生産学実習	1						○						
			乗船実習	2						○						
			卒業論文	6										○		
			必修科目 計 30 単位													
						海洋環境学	2						○			
						生物海洋学実験実習	1						○			
						免疫生物学	2						○			
						水族分子生物学	2					○				
						国際漁業論	2					○				
						魚類行動生態学	2					○				
						底生生物生態学	2					○				
						里海資源生態学	2					○				
						生物海洋学	2					○				
						水域物質循環論	2					○				
						水圏環境学実験実習	1							○		
						食品栄養学	2				○					
						海洋生物資源化学	2						○			
						食料生産管理学	2						○			
						海藻資源保全学	2					○				
						海洋生物学特別実習	1							○		
選択必修科目 計 29 単位のうち 14 単位選択必修 (14 単位を超える履修単位は選択科目とする。)																
選択科目 12 単位以上修得																
<ul style="list-style-type: none"> ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 12 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。 																
合計		128														

[卒業要件単位数] 128 単位 (教養教育科目 48 単位+専門基礎科目 24 単位+専門科目 56 単位)

○ 動物生産科学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目	単位数	履修年次											
					1年次		2年次		3年次		4年次					
					前	後	前	後	前	後	前	後				
専門 教育 科目	専門科目	56	動物遺伝育種学	2				○								
			動物遺伝育種学実験実習	1				○								
			動物生殖学	2				○								
			動物生殖学実験実習	1				○								
			動物栄養学	2				○								
			動物栄養学実験実習	1				○		○						
			動物生体機構学	2				○								
			動物生体機構学実験実習	1				○								
			動物環境生理学	2						○						
			動物環境生理学実験実習	1						○						
			農場実習	1						○						
			動物福祉論	2						○						
			食料生産管理学	2						○						
			卒業論文	6										○		
			必修科目					計 26 単位								
						資源動物多様性論	2				○					
						発生工学	2				○					
						飼料学	2				○					
						動物生産生理学	2				○					
						畜産システム学	2					○				
						酪農フィールド科学演習	2				○					
						食品生化学	2					○				
						家畜管理学	2					○				
						草地畜産学	2				○					
						動物生産学特論Ⅰ	1				○					
						動物生産学特論Ⅱ	1					○				
						動物生産学特論Ⅲ	1					○				
						食品衛生学	2				○					
						畜産食品製造学実験実習	1								○	
						実験動物学	2						○			
			選択必修科目					計 26 単位のうち 16 単位選択必修 (16 単位を超える履修単位は選択科目とする。)								
						作物生産生理学	2								○	
			環境土壌学	2				○								
			地域農業組織論	2									○			
選択科目					14 単位以上修得											
<ul style="list-style-type: none"> ・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 10 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。 																
合計		128														

[卒業要件単位数] 128 単位 (教養教育科目 48 単位+専門基礎科目 24 単位+専門科目 56 単位)

○ 食品科学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区分	科目区分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次											
					1年次		2年次		3年次		4年次					
					前	後	前	後	前	後	前	後				
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	食品生化学	2				○								
			食品化学実験	1					○							
			食品物理学	2				○								
			食品物理学実験	1				○								
			食品工学	2					○							
			食品工学実験	1				○								
			食品衛生学	2				○								
			食品衛生学実験	1				○								
			海洋生物資源化学	2				○								
			海洋生物資源化学実験	1						○						
			食品栄養学	2					○							
			栄養生化学実験	1						○						
			卒業論文	6										○		
			必修科目					計 24 単位								
						水産食品化学	2				○					
						食品物性工学	2				○					
						食品開発学	2				○					
						食品機能学	2					○				
						食品物理化学	2					○				
						食品微生物学	2					○				
						食品健康科学	2					○				
						農産食品学	2					○				
						水産食品製造学実験実習	1					○				
			畜産食品製造学実験実習	1					○							
選択必修科目					計 18 単位のうち 10 単位選択必修 (10 単位を超える履修単位は選択科目とする。)											
			食料循環経済学	2						○						
			生物化学工学	2					○							
			微生物機能学	2					○							
			食品工場見学	1					○							
			酵素・蛋白質化学	2						○						
			免疫生物学	2						○						
選択科目					22 単位以上修得											
<ul style="list-style-type: none"> ・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 12 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。 																
合 計		128														

[卒業要件単位数] 128 単位 (教養教育科目 48 単位+専門基礎科目 24 単位+専門科目 56 単位)

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修年次									
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
専門教育科目	専門科目 (選択科目)	海洋生物科学技術論と実習Ⅳ *13	2			○							
		東シナ海学演習 *14	2			○							
		水産海洋環境学実習Ⅰ-B *14	2			○							
		水産海洋環境学実習Ⅲ *14	2			○							
		有用水産生物を学ぶ総合演習 *15	2			○							
		傾斜地フィールド演習 *16	2	○									

- *1 鳥取大学開設の授業(集中)である。
- *2 愛媛大学開設の授業(集中)である。
- *3 岡山大学開設の授業(集中)である。
- *4 高知大学開設の授業(集中)である。
- *5 島根大学開設の授業(集中)である。
- *6 山口大学開設の授業(集中)である。
- *7 県立広島大学開設の授業(集中)である。
- *8 山口大学開設の授業である。なお、この授業は遠隔講義システムを使用して行う。
- *9 他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り、履修できる授業(集中)である。
- *10 外国人特任教員による授業である。
- *11 AIMS プログラム留学生向け授業を兼ねる。なお、この授業は英語により行う。
- *12 北海道大学開設の授業(集中)である。
- *13 京都大学開設の授業(集中)である。
- *14 長崎大学開設の授業(集中)である。
- *15 他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り、履修できる授業(集中)である。
- *16 香川大学開設の授業(集中)である。

○ 副専攻プログラムの履修について

広島大学生物生産学部細則第25条による副専攻プログラムを履修できる学生の成績基準は、その副専攻プログラムが定める登録条件を満たす必要があります。

○ 研究者養成特別コースプログラムについて

生物生産学部では、生命、食と環境分野の学問への意欲と情熱、大学院に進学し研究者になる強い意思を持つ学生が、より学習意欲を高め能力を研くことができるように、教育プログラムの枠を超えた「研究者養成特別コース」を設けている。

この特別コースでは、広島大学で導入している「到達目標型教育プログラム (HiPROSPECTS®)」の生物生産学部5主専攻プログラムとともに特別コース用のカリキュラムを実施する。このカリキュラムは、国内外で活躍できる研究者の育成を目指したものであり、所属する学生は、特別コースのプログラム修了後には大学院への進学を前提として学ぶものである。学部に在籍する4年間に研究者になるために必要な発展的な専門的知識や実践技術をスムーズに身につけるため、1年次から体系的なプログラムを履修する。2年次後期には希望する教員へ直接配属され、通常のコースよりも1年早く専門分野の研究を開始する。具体的なカリキュラムや教員への配属方法は以降を参照すること。

教員へ配属された学生は、特別コースのプログラムを履修するとともに、卒論指導教員が所属する主専攻プログラムに自動的に分属することとなる。特別コースプログラムの全課程及び主専攻プログラムを修了した学生は、卒業証書とともに特別コース修了証書を授与される。

研究者養成特別コースプログラム履修表

区分	科目区分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次										
					1年次		2年次		3年次		4年次				
					前	後	前	後	前	後	前	後			
専門 教育 科目	専門科目	20	研究導入型PBL(1)	2	◎										
			研究導入型PBL(2)	2		◎									
			発展テーマ型PBL	2			◎								
			研究エグゼクティブセミナー(1)	2	◎										
			研究エグゼクティブセミナー(2)	2		◎									
			研究エグゼクティブセミナー(3)	2			◎								
			研究基礎英語	2			◎								
			特別コース専門実験実習(1)	1				◎							
			特別コース専門実験実習(2)	1					◎						
			必修科目 計16単位												
			高大連携授業・実習SA実践				2			○					
特別コース海外演習				2			○								
選択科目 計4単位															
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択科目として高大連携授業・実習SA実践の履修を要望する。 ・ 生物生産学科における主専攻プログラムの選択科目を本コースの選択科目に含めることができる。 ・ 他の主専攻プログラム及び他学部の専門科目は、指導教員と相談の上2単位まで選択科目に含めることができる。 ・ 教養教育科目及び教職に関する科目は選択科目に含めることができない。 															

注) ただし、このコースで修得した単位は、卒業要件の単位に算入できない。

1. 研究者養成特別コースのカリキュラム

必修科目

○研究導入型PBL・・・1年次前期、1年次後期 (必修 各セメスター2単位 計4単位)

学習者自身が中心となって行う問題解決型授業であり、教養ゼミとは別に、専任教員がPBL指導をしながら展開する。研究導入型はPBL入門からその活用法を理解・実践することを目的とした、拡散型PBLを実施する。

○発展テーマ型PBL・・・2年次前期（必修2単位）

発展テーマ型は、特定の研究テーマに基づき収束型PBLを実施する。

○研究エグゼクティブセミナー・・・1年次前期・1年次後期・2年次前期

（必修 各セメスター2単位 計6単位）

生物生産学部（生物圏科学研究科）教員が各人1回担当し実施する（15回／1セメスター）。教員の研究内容及びその背景となるものを学生に紹介することで学生に興味とモチベーションの向上を図ることを目的とし、2年次後期からの卒論指導教員配属のための情報提供も兼ねる。

○研究基礎英語・・・2年次前期（必修2単位）

外国人教員による研究基礎英語。主専攻プログラム3年次生対象の外書講読とは別に実施する。主にプレゼンテーション・コミュニケーション能力を高めるための英語教育である。

○特別コース専門実験実習・・・2年次後期・3年次前期（必修 各セメスター1単位 計2単位）

指導教員配属後に、卒論に必要な実験手法を教員主導の下でTAに教わりながら修得する。

選択科目

○高大連携授業・実習 SA 実践・・・2年次後期の教員配属後（選択2単位）

高大連携講座、ひらめき☆ときめきサイエンスや SPP（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）など高大連携事業において高校生に実験指導等を行い、自らのスキルアップに繋げることを目的とする。

○特別コース海外演習・・・2年次前期（選択2単位）

海外の研究・教育機関を訪れることで、よりグローバルな視野を得ることを目的とする。

○選択科目となる主専攻プログラム、他の主専攻プログラム及び他学部の授業科目は、指導教員と相談の上、決定する。

その他

○大学院授業

4年次に10単位の範囲内で履修可能。ただし、学部規定の成績を収めておくことが条件であり、また本修得単位は特別コースの単位に算入されない。大学院入学後に手続きの上、大学院の単位として認定さる（学生便覧 専門33参照）。

2. 指導教員配属（コース分属）について

本コースの学生は、2年次後期開始時に希望する指導教員に直接配属となり、その指導教員が所属するコースに学部で定めたコース分属方法の定員の枠外で分属される。ただし、コース分属の成績の基準を充たすことが条件になる（学生便覧 専門24参照）。なお、特定のコース（主専攻プログラム）の教員に希望が集中した場合、教員配属を調整することもある。また、配属する学生は教員1人あたり1名を原則とする。

○ AIMS プログラムについて

AIMS プログラム^{注1}は学部生向けの学生交流プログラムです。このプログラムの下、生物生産学部は「農業」及び「食料科学技術」分野に参加し、タイ王国カセサート大学農学部・経済学部・水産学部・アグロインダストリー学部との間で、1学期間の学生派遣・受入を行います。本プログラムに参加を希望し、選考を経た生物生産学部の学生^{注2}は、8月中旬～12月末までの間カセサート大学に滞在し、農学部の Tropical Agriculture International Program(TAIP)及び経済学部・水産学部・アグロインダストリー学部が開講する英語による専門科目のうち、最低4科目12単位を取得します。このため、プログラム参加前にしっかり英語力を身につけておくことが重要となります。加えて、広島大学国際センターが開講する「国際課題研究」, 「English for Specific Purposes」等を履修します。タイ滞在中には、現地展開する日本企業において短期インターンシップも実施されます。渡航費及び現地滞在費(寮費もしくはアパート家賃)は広島大学が負担します。また専用ホームページ, スカイプ, 現地校友会, 保険会社による24時間サポートなどにより、生活面でのサポートも行います。

本プログラムを履修し、派遣先において所定の単位を修得した者に、修了時に AIMS プログラム履修証明書を授与します。また、派遣先で修得した単位を、所属の主専攻プログラムの卒業要件単位(選択科目)に算入できますが、その取り扱いについては所属する主専攻プログラムの履修表を参照してください^{注3}。

^{注1}AIMS (ASEAN International Mobility for Students) プログラムは、東南アジア諸国圏の政府主導の学部生向け学生交流プログラムで、平成25年度から日本も参加しています。あらかじめ設定された交流分野の下、協定校間で同人数の派遣・受入、授業料相互不徴収を原則としています。

^{注2}派遣時期における在籍年次が2年次～4年次学生を主な対象とします。派遣人数は毎年10名を予定しています。

^{注3}派遣中は、生物生産学部で開講している授業科目を受講することができなくなります。したがって、派遣前までに十分な単位を取得し、帰国後の単位取得計画をしっかりと立てておくことが必要です。

AIMS プログラム履修表

区分	科目区分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次				
					1年次 前 後	2年次 前 後	3年次 前 後	4年次 前 後	
専門 教育 科目	専門科目	14	国際課題研究	2			○		
			必修科目 計2単位						
			選択科目 計12単位以上修得						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣先のカセサート大学で修得した単位を、選択科目の単位として認定する。 ・ 認定する授業科目名は、カセサート大学開設の授業科目名とする。 ・ 卒業要件認定(選択科目)に算入できる単位数は、所属する主専攻プログラムの履修表を参照すること。 ただし、本学の授業科目に読み替えて単位を認定する場合もある。									

○ 履修登録・試験及び成績について

1 履修手続

(1) 履修手続について

- ①履修手続は、学内外のパソコンを利用して「My もみじ」（「学生情報の森もみじ」）にログインして行ってください。なお、学部1年次生は、新入生オリエンテーションの履修登録ガイドンスで、操作方法の説明があります。
- ②何らかの理由により、「My もみじ」からの履修登録ができない場合は、支援室（学士課程）へ申し出てください。
- ③同一曜日・時限の科目を重複して履修することは認められないので、注意してください。（集中講義と他の科目で、一部日程が重複する場合も含まれます。）

(2) 履修登録期間について

- ①履修手続は、履修登録期間内に行います。
- ②履修登録期間の具体的な日程は、各期ごとに学部・研究科の掲示板、「My もみじ」で通知します。
- ③履修登録・修正期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則としてできません。
- ④集中講義等は各学部・研究科において、別途履修手続期間を設けて受け付けることがあります。その場合は、学部・研究科の掲示板、「My もみじ」で通知します。
- ⑤その他、履修手続に関することは、学部・研究科の掲示板、「My もみじ」で通知します。

(3) 履修手続の流れ

【履修登録前の準備】

- ①学生便覧，時間割表，シラバス等を参照しながら，履修する授業科目を決めます。
- ②履修する授業科目の科目名，曜日・時限，担当教員，講義コードをメモ等に控えておきます。

【履修登録期間】

- ①大学内や自宅のパソコンからインターネットを使用し「My もみじ」に接続して，メニューから「履修」－「履修登録・参照」を選択します。
- ②履修登録画面から履修計画用の「時間割表」又はメモ等に控えておいた自分の時間割を確認しながら登録を行います。
*履修登録画面を開いたとき，既に授業科目が登録されていることがあります。その科目は，登録を取り消すことができません。
*登録時にエラーチェックを行います。エラーがあるときは登録できません。
*「履修登録期間」中は，何度でも登録をやり直すことができます。
- ③全ての履修科目を登録し終えたら，登録した授業科目を再度確認し，間違いがなければ「My もみじ」を終了します。

【履修登録終了後】

履修科目の登録や取消はできませんが，履修登録された科目の参照はできます。

2 試 験

【期末試験】

期末試験はターム末に随時実施されます。試験の実施日、場所、方法、時限等については担当教員から指示がありますので、次のことを承知して受験してください。

- ①受験する学生は「学生証」を携行し、試験時には机上に提示してください。

なお、学生証を紛失した学生は、至急再交付を受けておいてください。

また、受験当日学生証を携行していない学生は、支援室（学士課程）に届け出てその指示を受けてください。

- ②試験室では監督者の指示に従ってください。

【追 試 験】

生物生産学部細則第20条に定めるやむを得ない事情により期末試験を受けられなかった場合に限り、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて、学部長に願い出ることが出来ます。

3 試験の特別措置

身体に障害等のある学生で、試験等における特別措置を希望する者は、支援室（学士課程）で受験の仕方について相談してください。

4 学業成績

- (1) 成績の確認は、学期末の成績発表日以降（チューター等の確認又は面談があればそれ以降）、
「My もみじ」により各自で確認してください。
- (2) 成績について疑義のある場合は、成績発表日から次の学期の授業開始後1週間以内までに、
直接授業担当教員に申し出てください。

5 不正行為

専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

6 その他

伝達・連絡事項は「My もみじ」により行いますので、貴重な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。確認しなかったことにより思いもかけぬ不利益を被ることがあるので注意してください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。

1. 履修登録期間中の掲示
2. 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示→4月末日まで
3. 「Myもみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

学 業 成 績 の 送 付 に つ い て

本学では、平成16年度入学生から学部学生のご父母様等に対して、前年度までの単位修得状況及び当該年度前期の履修届を提出されている科目について入学翌年度から毎学年度の5月末を目途にお知らせすることとしています。

送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は、速やかに学生支援室に届け出てください。

○ 学生 の コース 分属 について

生物生産学部細則第4条による学生のコース分属は次の方法で行う。

1 志望調査

- (1) その年度に行なわれるコース分属を希望する学生は、前期試験終了日までに、第1志望から第5志望までを記入した志望調査票を支援室（学士課程）に提出しなければならない。
- (2) 前号により志望調査票を提出した後は、当該調査票に記載された内容を変更できないものとする。

2 コース分属の方法

- (1) 各コースの分属予定人数は、その年度の分属対象者（下記5参照）からAO入試（総合評価方式Ⅱ型）のA型（専門型）及びAO入試（フェニックス方式）で入学した者及び研究者養成特別コース生の合計を差し引いた人数を各コースの特任教員を除いた教員数を基準に按分した人数とすることを原則とする。ただし、小数点以下は繰り上げる。
ここで定められた各コースの分属予定人数をそれぞれのコースの定員とする。
- (2) 分属対象者の成績順の名簿を作り、成績順の上位の者から順番に第1志望とするコースに配属する。
- (3) 第1志望とするコースが定員に達し、配属できなかった学生は、成績順に従って第2志望に配属する。
- (4) 第2志望とするコースが定員に達した場合は第3志望に、第3志望のコースが定員に達した場合は第4志望に、さらに第4志望のコースが定員に達した場合は第5志望に配属する。
- (5) 成績が同点となる学生が複数の場合は、修得単位数の多い学生の志望を優先する。

3 成績順位

成績順位は、以下の式に示す総合評価点を用いて決定する。

総合評価点＝秀の単位数×4＋優の単位数×3＋良の単位数×2＋可の単位数×1

この場合、算出公式に用いる単位数は、その年度の9月10日までに修得した授業科目（教職に関する科目を除く。）の単位数とする。なお、外国語技能検定試験等による単位認定を受けた場合には、認定単位数に4を乗じる。

- 4 AO入試（総合評価方式Ⅱ型）のA型（専門型）及びAO入試（フェニックス方式）で入学した者及び研究者養成特別コース生に対しては、志望するコースを調査し、上記2で定めたコースの定員の枠外で分属させる。ただし、AO入試（総合評価方式Ⅱ型）のA型（専門型）及びAO入試（フェニックス方式）で入学した者が、特定のコースに集中して志望した場合、志望者の成績により特定のコースに偏りがないように分属させることがある。

5 コース分属の対象とならない者

その年度の9月10日までに、成績確定された授業科目で、

- (1) 52単位以上を修得していない者（ただし教職に関する科目は含まない。）
- (2) 専門基礎科目必修20単位の内、外書講読を除く10単位を修得していない者
- (3) 専門基礎科目の内、基礎実験（4単位）を修得していない者
- (4) 編入学した者

なお、上記（1）又は（2）に該当する者は、コースに正式に分属されるまで、各コースの専門科目を履修することができない。

- 6 コースの配属は9月下旬までに決定し、掲示等によって発表する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生のコース分属の方法については、この要領による改正後の「コース分属の方法について」（以下「新要領」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特別な事情又は従前の例によると著しく不適當となる場合には、新要領によりコース分属を行うことができる。

○ 広島大学生物生産学部卒業論文指導要領

(指導教員)

- 1 指導教員は、2名以上（正指導教員1名・副指導教員1名以上）とする。
- 2 指導教員の決定は、各主専攻プログラムにおいて、第3年次前期末までに教育科目配属のためのガイダンスを行い、第3年次後期に教育科目配属後、調整の上、各主専攻プログラム教員会の議を経て行い、学生に通知するものとする。

(成績の判定)

- 3 卒業論文の成績の判定は、当該指導教員が行うものとする。

(その他)

- 4 ガイダンスの実施、指導体制、論文の形式、論文試験実施方法及び論文保管方法等については、各主専攻プログラム教員会議が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

○ 広島大学生物生産学部細則第30条に規定する論文試験の受験手続

- 1 受験手続きは、学部細則第9条による履修手続きをするとともに、学生支援室で交付する所定の用紙により行うものとします。
- 2 所定の用紙は、卒業論文題目票(以下「A票」という。)並びに卒業論文成績及び題目票(以下「B票」という。)の二連様式とします。A票及びB票の卒業論文題目は同一のものとしてします。
- 3 A票及びB票は切り離さないで、10月末日（前期末卒業においては、5月末日）までに学生支援室に提出するものとします。ただし、当日が休日の場合はその前日とします。提出期限後における受験手続きによる届出は、特別の事情がない限り受理しません。A票には、指導教員の承認印を受けてください。
- 4 論文試験を受けようとする者は、卒業しようとする学期における授業期間末日までに卒業論文を正指導教員に提出してください。ただし、最終日が休日の場合はその前日とします。

○ 卒業論文の学生配属について

生物生産学部の卒業論文は、コース別に次のとおり配属させる。

生物圏環境学コース

海洋生態系評価論
水域循環制御論
植物栄養生理学
植物環境分析学
食料生産管理学
食料市場学

水産生物科学コース

水圏資源生物学
水族生理学
水産増殖学
水族生態学
水族病理学
水族生化学
竹原ステーション
(水産実験所)

動物生産科学コース

家畜育種遺伝学
家畜生殖学
家畜飼養学
家畜管理学
家畜生体機構学
西条ステーション (農場)

食品科学コース

海洋生物資源化学
動物資源化学
食品物理学
食品工学
食品衛生学
分子栄養学

分子細胞機能学コース

生態機能物質化学
生体分子機能学
微生物機能学
酵素化学
免疫生物学

(注) 竹原ステーション (水産実験所) 及び西条ステーション (農場) への卒業論文の学生配属は、次の取り扱いにより当該コース以外の学生についても認めることがある。

- 1 竹原ステーション (水産実験所) については、自コース以外に生物圏環境学コースの学生を卒論指導のために配属させることができる。また、西条ステーション (農場) については、自コース以外に生物圏環境学コースの学生を卒論指導のために配属させることができる。
- 2 他コースからの竹原ステーション (水産実験所) または西条ステーション (農場) への配属は、次の条件を満たしている場合に許可されるものとする。
 - (1) 配属を希望する施設 (竹原ステーション (水産実験所) または西条ステーション (農場)) の教員から了解が得られること。
 - (2) 学生の所属するコースにおいて、単位修得状況が良好であり、竹原ステーション (水産実験所) または西条ステーション (農場) での卒論研究が可能であると認められたもの。

○ 中国・四国地区国公立大学農学系学部との単位互換について

1 単位互換の制度について

中国・四国地区国公立大学農学系学部は、相互大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として授業科目の単位互換協定を締結しています。協定締結の大学学部は、鳥取大学農学部、島根大学生物資源科学部、岡山大学農学部、広島大学生物生産学部、県立広島大学生命環境学部、山口大学農学部、香川大学農学部、愛媛大学農学部、高知大学農学部の9大学9学部です。

広島大学の学生が、他の8大学8学部から提供されている授業科目を履修し、そこで単位を取得したら、広島大学で単位として認定されます。

この制度により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」といいます。

2 授業料等について

特別聴講学生に係る検定料、入学料、授業料は必要ありません。

ただし、講義・演習等で係る教材などについては実費を徴収する場合があります。また、現地までの交通費は受講生負担となります。

3 単位互換対象科目・受入人数及び履修科目の上限単位数

単位互換対象科目は別途掲示板等により掲示しますが、受入人数には、制限がありますので、履修できない場合があります。

4 履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

5 単位認定

受入大学学部の定めるところの評価に基づき、広島大学が単位認定します。

平成17年度から、「大学間連携によるフィールド教育体系の構築」事業が始まっています。これは、上記の単位互換の制度に基づき、中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して、相互に協力しながら、生物資源を基にした食と環境に関わる総合的なフィールド教育の体系化を図るものです。自大学にはないフィールド分野について、受講、体験、調査、発表及び学生間交流などを行います。

- 里山フィールド演習（鳥取大学）
- 果樹園芸の里フィールド演習（愛媛大学）
- 牧場実習（岡山大学）
- 「晴れの国岡山」農場体験実習（岡山大学）
- 森林フィールド演習（高知大学）
- 森・里・海フィールド演習（島根大学）
- 作物生産科学フィールド演習（山口大学）
- 食品資源フィールド科学演習（県立広島大学）
- 里海フィールド演習（広島大学）
- 酪農フィールド科学演習（広島大学）
- 臨海資源科学演習（広島大学）

各科目とも、夏季休業中に宿泊形式の集中講義で行われ、専門の選択科目になります。各演習で単位及び定員が異なります。詳しくは実施計画書をご覧ください。

科目によっては、毎年開講されない場合や、開講責任大学の都合により開講を見合わせる場合、また、新たに開講し追加される場合がありますので、詳しくは毎年実施計画書等により確認してください。入学年度の学生便覧に記載のされていない新たに開講された科目も各プログラムの選択科目として、卒業単位に含まれます。

なお、広島大学が提供する「里海フィールド演習」については、他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り、生物生産学部の学生も受講できます。

また、広島大学が提供する「臨海資源科学演習」については、生物生産学部の学生は受講できません。

その他、単位互換に関する詳細は、支援室（学士課程）にお問い合わせください。

○ 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

平成 16.4.1

学部制定

(主 旨)

第 1 条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第 2 条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手續)

第 3 条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後 1 月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

(単位の認定)

第 4 条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4 単位までとする。

(研修の総時間数)

第 5 条 研修の総時間数は、最低 30 時間を満たさなくてはならない。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

○ 広島大学研究生規則生物生産学部取扱内規

平成 16.4.1
学部制定

(趣 旨)

第1条 この取扱内規は、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、生物生産学部における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第2条 研究期間は、1月以上とし、毎月1日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし、現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。

(願い出期限の特例)

第3条 願い出期限は、研究開始日の7日前までとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

○ 広島大学生物生産学部における長期履修学生制度について

1 長期履修学生制度とは

職業を有している者、又は本学フェニックス入学制度により入学した者を対象として、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度である。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなる。

2 対象となる学生

本学部で長期履修を願い出できる者は、本学フェニックス入学制度により入学した者で長期履修を希望する者である。

3 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本学部が定める年数（8年）を限度とする。

4 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューター（指導教員）と相談のうえ履修計画を立てる必要がある。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、支援室（学士課程担当）に照会すること。

○ 広島大学生物生産学部における早期卒業認定に関する基準

平成 18.4.1
学部制定

(趣 旨)

第 1 この基準は、広島大学生物生産学部細則第 31 条の規定に基づき、広島大学生物生産学部（以下「本学部」という。）において 3 年以上在学し、本学部で定める卒業要件単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生の卒業（以下「早期卒業」という。）に関する事項について定めるものとする。ただし、編入学、再入学又は転学部した学生は早期卒業の対象とならない。

(早期卒業の申し出)

第 2 早期卒業を希望する者は、第 1 年次終了時に、56 単位以上修得し（ただし、教職に関する科目を除く。）第 1 年次後期までの成績により平均評価点を算出し、95 点以上であることを確認の上、早期卒業希望届（所定の様式）を 3 月末日までに学部長へ提出することとする。

(早期卒業希望者の審査)

第 3 学部長は第 2 の申し出に基づき、適格か否かについて教授会に諮るものとする。

(卒業研究受講の申し出)

第 4 卒業研究受講を希望する者は、第 2 年次終了時に、102 単位以上修得し（ただし、教職に関する科目を除く。）第 2 年次後期までの成績により平均評価点を算出し 95 点以上を確認の上、卒業研究受講願（所定の様式）を 3 月末日までに学部長へ提出することとする。

(卒業研究受講の資格)

第 5 学部長は、第 4 の申し出に基づき、卒業研究受講のための資格判定を教授会に諮るものとする。

(研究室配属及び卒業研究)

第 6 コース内の研究室配属及び卒業研究は、5 セメスターからとする。

(卒業の資格)

第 7 教授会は、第 5 の判定により有資格者となった学生に対し、原則として第 3 年次終了時に卒業の判定を行う。

(卒業の時期)

第 8 早期卒業予定者の卒業の時期は、原則として第 3 年次末とする。

(学習指導等)

第 9 該当する学生のチューターは、第 3 により適格の認定を受けた学生の授業計画等に当たって、適切な措置及び指導を行うものとする。

2 第 3 により適格の認定を受けた学生は、授業科目履修表に掲げた履修時期より早期に履修することができる。

(雑 則)

第 10 この基準に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 広島大学生物生産学部における授業科目の履修登録単位数の 上限に関する基準

平成 18. 4. 1

学部制定

(趣 旨)

第1 この基準は、広島大学生物生産学部細則第13条の規定に基づき、広島大学生物生産学部（以下「本学部」という。）において1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 対象となる学生は、本学部にて在籍する者とする。ただし、次の各号の一に該当する学生は、この基準の対象とならない。

- (1) 4年以上在籍している学生
- (2) 本学部にて編入学、再入学又は転学部した学生

(対象科目)

第3 履修登録できる単位数の上限の対象となる授業科目は、本学部及び他学部等で卒業の要件として履修する授業科目とする。ただし、以下の科目は対象としない。

- (1) インターンシップに関する科目
- (2) 中国・四国地区国立大学農学系学部との単位互換対象科目
- (3) 副専攻プログラム科目
- (4) 教養教育科目として開講する集中講義
- (5) 他学部が開講する集中講義
- (6) 本学部が開講する集中講義

* 教職に関する科目及び研究者養成特別コースの学生が履修するプログラム科目（必修科目及び選択科目の「高大連携授業・実習SA実践」）は卒業要件となっていないため対象としない

(履修登録上限単位数)

第4 授業科目の履修登録単位数は、各年次において56単位まで、前期28単位までを上限とする。後期の登録単位数は56単位から前期の修得単位数を差し引いた単位数を上限とする。

(履修登録単位数の特例)

第5 成績優秀者として認定された学生は、第4の規定にかかわらず、認定を受けた翌年度に履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修登録することができる。

(成績優秀者の認定方法)

第6 第5に掲げる成績優秀者は、以下の要件を満たしている者であるとし、成績優秀者として教授会へ報告及び該当者に通知するものとする。

- (1) 過去1年間に、第3に定める対象科目を30単位以上修得していること。
- (2) 次の算式による平均評価点が90点以上であること。

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(履修指導)

第7 履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修する成績優秀者を担当するチューターは、この者に対し、履修授業科目及び単位数等適切な履修指導を行うものとする。

(雑 則)

第8 この基準に定めるもののほか、授業科目の履修登録単位数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

○「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

○ 早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができます。

なお、平成28年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成30年度に「Myもみじ」で掲示します。

○ 実施予定研究科（平成28年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，国際協力研究科，法務研究科

○ 履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○ 早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」－「学びのサポート」－「学士課程」のページに掲載しています。

○ 教育職員免許状の取得について

教育職員となるためには、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得しなければならない。

本学部で取得できる教育職員免許状は「高等学校教諭理科一種免許状」のみで、取得要件等は次のとおりである。

1. 教育職員免許状取得要件

第1表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

2. 免許法上の単位修得方法について

1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則により、次の表に掲げる本学の該当授業科目の中から履修すること。

	必要単位数	本学の該当授業科目	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	必修
体育	2	健康スポーツ科学， スポーツ実習A，スポーツ実習B	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーションIA，コミュニケーションIB コミュニケーションIIA，コミュニケーションIIB	2科目選択必修
情報機器の操作	2	情報活用基礎，情報活用演習	2単位選択必修

2) 教科に関する科目

次の表の第2欄に掲げる科目についてそれぞれ最低修得単位数を修得し、計20単位を修得すること。

第2表

第1欄	第2欄	最低修得単位数	合計
免許教科	教科に関する科目		
理科	物理学	4	計20単位
	化学	4	
	生物学	4	
	地学	4	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	4	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	（注） 「3）教科に関する科目の履修方法」の表中、左記の科目に対応する「本学部開講の該当授業科目」のうちから、最低4単位修得すること。	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）		

3) 教科に関する科目の履修方法

次の表に掲げる本学部開講の該当授業科目の中から履修し、単位を修得すること。

第1欄	第2欄	本学部開講の該当授業科目
免許教科	教科に関する科目	
理科	物理学	*生物生産学のための物理学入門，食品物理学，食品物理化学，食品工学
	化学	*生化学入門，分子生物学入門，動物栄養学，食品栄養学，分子細胞生物学，酵素・蛋白質化学
	生物学	*微生物学入門，遺伝学，動物生態学，動物生理学，浮遊生物生態学，水族生理学，底生生物生態学，動物遺伝育種学，動物生殖学，動物生体機構学，植物栄養生理学
	地学	*生物環境学，水域物質循環論，海洋環境学，環境土壌学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎物理学実験，食品物理学実験，食品工学実験
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎化学実験，動物栄養学実験実習，栄養生化学実験，水族生化学実験，酵素化学実験
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎生物学実験Ⅰ，*基礎生物学実験Ⅱ，生物海洋学実験実習，動物遺伝育種学実験実習，動物生殖学実験実習
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験，水圏環境学実験実習，植物環境分析学実験実習

*印の授業科目は、「教科に関する科目」における必修科目を示す。

4) 教職に関する科目

次の表により、全てを修得すること。ただし、卒業単位には算入されない。

第3表

第一欄	教職に関する科目		授業科目	最低修得単位数	開設学部
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2	教育学部
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理，同和教育	6	
		幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論，発達心理学，教育心理学，学習心理学，乳幼児心理学，幼児教育学，幼児教育学演習		
		教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度，比較教育学，教育経営学，比較教育学演習，教育経営学演習		
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論，教育方法学	6	
		各教科の指導法	○自然システム（理科）教育法Ⅰ， ○自然システム（理科）教育法Ⅱ， 自然システム（理科）教育実践論， 理科カリキュラム論，理科授業プランニング論，理科教材プランニング論		
		特別活動の指導法	○特別活動指導法		
		教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）	○教育方法・技術論，教育方法学演習		
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	2	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談	2		
第五欄	教育実習	○教育実習指導C	1		
		○中・高等学校教育実習Ⅱ	2		
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2		
合 計			23		

備考1. ○は必修科目

2. 上記の科目は全て教育学部で開設しているので、受付期間、手続方法等については「Myもみじ」及び教育学部の掲示板等で必ず確認すること。

5) 教科又は教職に関する科目

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」において、それぞれの最低修得単位数を超えて履修した科目をもって、これに充てる。

3 教育実習（本実習）受講資格

中・高等学校教育実習Ⅱを受講するための条件は以下のとおりである。

- 1) 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】

各教科の指導法（自然システム（理科）教育法Ⅰ・Ⅱ）4単位、教職入門、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、教育課程論、教育方法・技術論、生徒・進路指導論、特別活動指導法のうち14単位 合計18単位以上

【教科に関する科目】

10単位以上

- ★ 教育実習は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。
- ★ 説明会、オリエンテーション、実習全てにおいて無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。

4 教職実践演習履修要領

教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修する場合は、広島大学の中・高等学校教育実習Ⅱの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めない。

- ★ 教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、教員によるレベル判定を受けること。

教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

<教職実践演習について>

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成22年度入学生から「教職実践演習」（4年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

<教員免許ポートフォリオについて>

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの8規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの8規準それぞれについて、現在の到達レベルを3段階で確認することができます。

<教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1 Semesterから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何を必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「My もみじ」をとおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、下記の問い合わせ先まで連絡してください。

<例> 教職実践演習（中・高）までの流れ図



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ

URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

(問い合わせ先)

内容	担当窓口	電話番号 E-mailアドレス
教職実践演習 について	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	082-424-6725 kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許 ポートフォリオに ついて	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683 e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

5 免許状授与の申請手続

卒業予定者で免許状の授与を申請する者は、生物生産学部学生支援室で一括申請するので、次に掲げる書類等を、期限までに提出すること。

なお、書類の提出が遅れた者又は卒業後に免許状の授与を申請する者は、個人で各都道府県教育委員会に提出することが必要になる。

(提出書類)

- 1 教育職員免許状授与申請書 (所定の用紙)
申請する免許状1種類につき一式
- 2 学力に関する証明書 (学生支援室で作成)
- 3 教育職員免許状授与申請手数料払込証明書
申請する免許状1種類につき3,400円 (平成27年度申請時)
- 4 提出先
生物圏科学研究科支援室 (学士課程)
- 5 提出期日
例年10月～11月頃の予定であるので、「Myもみじ」の掲示等で必ず確認すること。

○ 家畜人工授精師免許資格について

1 免許

家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

免許について、関係法は「農林水産大臣の指定する者が家畜の種類別に行う人工授精に関する講習会の課程を修了して、その修業試験に合格した者」と規定して、これに該当する資格を有する者（修業試験の合格者）のみが免許申請できることを定めている。

学部（動物生産科学コース）の課程で取得できる免許資格は、3種類（牛、豚、めん羊・山羊）である。免許は免許資格を有する者の申請に基づいて、家畜の種類別（牛、豚、めん羊・山羊等の家畜別）にその者の有する資格に応じて与えられる。なお、免許は全都道府県に効力を有し、その申請は所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになっている。

2 免許資格取得方法とその課程

動物生産科学コース学生で、家畜人工授精師の免許を受けるため、その資格を取得しようとする者は、当大学が農林水産大臣指定の家畜人工授精講習会を開催した場合、その所定の課程を履修したことが認められ、修業試験に合格の判定を受けることが必要である。この課程は次のとおりである。

(1) 学科

科 目		時 間	科 目		時 間
一 般 科 目	畜産概論	4	専 門 科 目	生殖器解剖	5
	家畜の栄養	3		繁殖生理	13
	家畜の飼養管理	3		精子生理	7
	家畜の育種	7		種付けの理論	4
	関係法規	3		人工授精	17

(2) 実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理	4
家畜の審査	7
生殖器解剖	4
発情鑑定	6
精液精子検査法	8
人工授精	45

- 3 家畜改良増殖法施行規則第24条の2第1項に基づく、家畜人工授精講習会の受講等免除科目について、家畜人工授精講習会で所定の課程を履修するとは別に、本学部で開講している授業科目を履修することにより、下表のとおり講習会の受講及び修業試験の免除が認められるので、家畜人工授精師の免許を取得しようとする者は必ず受講すること。
- 4 編入学生の前学校が養成施設でない場合であって、本学部で単位認定したものについては、資格取得に必要な単位数として認めない。

【免除対象科目表】

講習会の受講等免除対象科目		本学部の開講科目を受講することにより講習会の受講を免除される科目
一般科目	畜産概論	食料生産管理学 動物遺伝育種学
	家畜の栄養	動物栄養学 飼料学
	家畜の飼養管理	家畜管理学
	家畜の育種	動物遺伝育種学
専門科目	生殖器解剖	動物生体機構学
	繁殖生理 精子生理 種付けの理論	動物生殖学
	体内受精卵移植概論	発生工学
	受精卵の生理及び形態	発生工学
	体外受精卵移植概論	発生工学
実習	家畜の飼養管理	動物環境生理学実験実習 農場実習
	生殖器解剖	動物生体機構学実験実習 動物生殖学実験実習
	発情鑑定	動物生殖学実験実習

注1 上記すべての科目を履修すること。

注2 4年次前期までに履修しておくことが望ましい。

○ 学芸員となる資格の取得について

(学芸員の職務)

学芸員は、博物館法に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

(学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状を得るものとは異なる。

また、学芸員は、所要の要件を満たしている者が、博物館に任用されることによって学芸員となり得るものである。

なお、学芸員資格取得については、学芸員資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっている。詳細は、学生便覧の「P. ハイプロ12～13」を参照のこと。

(特定プログラム) <http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/toku/>

○ 食品衛生監視員及び食品衛生管理者について

食品衛生監視員及び食品衛生管理者任用資格は、生物生産学部生物生産学科「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」の所定の科目を履修した者に授与されるものである。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置している市の市長及び特別区の区長が任用し、食品衛生法の規定に基づき、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導の職務等を行なう官吏又は吏員のことをいう。国の食品衛生監視員は、検疫所における輸入食品の監視指導や地方厚生局における総合衛生管理製造過程の承認等を主として行なう。一方、自治体の食品衛生監視員は、保健所などにおける各自治体の所管地域の営業施設等への監視指導を行う。

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する営業者の施設において、その施設毎に設置が義務づけられている（食品衛生法第48条第1項）。その業務については、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事するものを監督し（食品衛生法第48条第3項より）、さらに、前項に定めるもののほか、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又は法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対し必要な意見を述べなければならない（食品衛生法第48条第4項より）と定められている。

生物生産学科にあって、別表の「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」に定めた科目・単位数を履修した者は、卒業時に「食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得証明書」が交付される。

1 履修方法について

食品衛生監視員及び食品衛生管理者任用資格取得を希望する者は、別表のA群からD群でそれぞれ1科目以上、その単位の合計で22単位以上、かつ、E群の科目を含めての総単位数が40単位以上になるように履修しなくてはならない。ただし、*印のついた科目（微生物学入門、公衆衛生学、食品衛生学）は、必ず履修しなければならない。

2 「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」の登録について

コース分属（2年次前期末）の志望調査のときに、あわせて本養成課程の登録希望調査を行うこととする。

3 編入学生の前校が養成施設でない場合であって、本学部で単位認定したものについては、任用資格取得に必要な単位数として認めない。

別表

「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」に定める必要な科目，単位数

区 分	授 業 科 目	単 位
A 群 (化 学)	基礎化学実験	1
	基礎物理学実験	1
	有機化学	2
	一般化学	2
B 群 (生 物 化 学)	生化学入門	2
	分子生物学入門	2
	基礎生物学実験 I	1
	基礎生物学実験 II	1
	種生物学	2
	細胞科学	2
	分子細胞生物学	2
	水族生化学	2
	食品生化学	2
動物生理学	2	
C 群 (微 生 物 学)	* 微生物学入門	2
	微生物機能学	2
	食品微生物学	2
D 群 (公衆衛生学)	* 公衆衛生学	2
	* 食品衛生学	2
計 (A～D群)		22 単位以上

* 印のついた科目は，必ず履修しなければならない。

区 分	授 業 科 目	単 位
E 群 (関 連 科 目)	水産食品化学	2
	動物栄養学	2
	生体高分子科学	2
	天然物有機化学	2
	生物化学工学	2
	酵素・蛋白質化学	2
	食品物理学	2
	食品物理化学	2
	水族生理学	2
	動物環境生理学	2
	植物バイオサイエンス入門	2
	植物栄養生理学	2
	生物環境学	2
	水族病理学	2
	動物生体機構学	2
	免疫生物学	2
	遺伝学	2
	動物遺伝育种学	2
	分子遺伝学	2
	食品栄養学	2
	食品健康科学	2
	生物統計学	2
	食品機能学	2
	水産食品製造学実験実習	1
	畜産食品製造学実験実習	1
	農産食品学	2
	食品工学	2
食品物性工学	2	
食品開発学	2	
食料生産管理学	2	
科学技術倫理学	2	
食料資源論	2	
食料循環経済学	2	
合計 (A～E群)		40 単位以上

○ インターンシップについて

インターンシップとは、一般的には学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度です。大学内での授業から一步離れ、実社会の動きの中でのものの見方、考え方を養うと同時に、一線で活躍する職業人との出会いや会話の中から見聞を広め、人格形成を図ることができます。

単位として認められているインターンシップには、以下の3つがあります。

1 「中山間地域・島しょ部連携インターンシップ」

- ・ 中山間地域・島しょ部において、農漁業の現場を体験するインターンシップ（1単位）です。
- ・ 1～4年次生を対象として、大学から体験先の農場などに依頼を行い、年間を通して実施します。
- ・ 期間は4～7日間程度としています。
- ・ この科目を履修するためには、「中山間地域・島しょ部連携特別講座」を必ず履修してください。

2 「インターンシップⅠ」

- ・ 本学部の専門教育に近い分野の、食品関連企業や農漁業及び食品関連の研究・行政機関などで実施するインターンシップ（1単位）です。
- ・ 1～4年次生を対象として、大学から企業へ依頼を行って実施します。
- ・ 期間は5～10日間程度（夏季休業中）としています。

3 「インターンシップⅡ（広島大学全学インターンシップ）」

- ・ 広島大学全学で実施しているインターンシップ（1単位）です。本インターンシップについては、広島大学グローバルキャリアデザインセンターのホームページを参照してください。

（広島大学グローバルキャリアデザインセンターのホームページ）

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/index.html>

インターンシップで研修することにより、大学で学んだ専門知識などが実社会において如何に役立っているのか認識するとともに、社会人としての自覚など人間形成において重要な学習の機会となりますので、積極的に参加してください。

インターンシップに関する諸手続の連絡は、「Myもみじ」や学部掲示板により行うので、参加を希望する者は特に注意してください。

なお、インターンシップに参加する場合は、参加期間中の傷害や賠償を保障する保険に必ず加入する必要がありますが、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」については、大学及び本学部が保険料を負担し、入学時に加入していますので、個人での加入は必要ありません。

○ 広島大学生物生産学部関連の附属施設

1 生物生産学部附属練習船豊潮丸

海洋観測機器を数多く搭載し、電気モーターでスクリューを動かす「全電気推進システム」を採用した環境にやさしい中型の練習船です。

総トン数256トン、全長40.5m、幅8.5m、深さ3.7m、航海速力約12ノット、乗船定員32名（うち乗組員12名）の鋼船で、学生の実習（乗船、沿岸航法、魚撈等）、外海における調査研究（一般海洋観測、生物採集調査）並びに瀬戸内海の環境保全と海洋生物資源の有効利用に関する教育・研究を行います。

なお、基地は呉市宝町7番4号です。

2 恒温実験水槽棟、屋外実験水槽

恒温水槽室、培養室を備えた恒温実験水槽棟とコンクリート水槽及び濾過循環装置を備えた屋外実験水槽があり、水産動物の遺伝、生理、病理、栄養、行動生態、生化学等に関する研究に使用しています。

3 家畜環境制御実験棟、家禽・家畜舎

家畜環境制御実験棟は、環境調節室、無窓実験室、洗浄実験室、小動物飼育室、世代動物室、代謝室等からなり、家畜、家禽及び実験動物を環境制御の下で飼育し、各種の実習並びに実験研究に使用しています。

家禽・家畜舎は、産卵鶏室、交配室、大雛室、水禽室、中小動物飼育室等からなり、ニワトリ、ウズラ等の家禽及びメン羊等の家畜を飼育し、各種の実習並びに実験研究に使用しています。

4 精密実験圃場、ガラス室・網室・温室、作物調査試験棟

植物の生育に関する試験研究や学生の実験実習を行う施設で、作物栽培や耕地土壌に関する研究を行う精密実験圃場、植物の水耕栽培・土壌ポット栽培を行うガラス室・網室・温室、種々の測定や実験材料の準備・処理を行う作物調査試験棟などから構成しています。温度・湿度を精密に制御できるグロースキャビネットも設備しています。

5 食品製造実験実習棟

水産練製品缶詰製造室、凍結乾燥実験室、調味配合室、畜肉製品製造室、乳製品製造室及び冷蔵冷凍庫等からなり、水産物、畜産物（肉、乳）の保蔵、加工・製造に関する実験実習及びこれら生物資源の利用研究に使用しています。

6 ラジオアイソトープ実験棟

各種のラジオアイソトープの測定機器等を具備し、動物、植物、微生物の代謝、生体反応、生体成分の生合成等に関する研究に使用しています。

7 工作機械実習棟

第1機械工作室（金工）、第2機械工作室（木工）からなり、機械加工などを利用して実験装置等の作成に寄与しています。また一部の学生実験実習にも使用しています。

8 生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター

中国山地から瀬戸内海までのフィールドを一体化した対象として捉え、自然環境及び社会との協調を図りつつ、陸域から水域までの持続的な生物・食料生産システムと効率的な循環型社会の創生に向けて、これら諸問題の最前線を担う包括的視野と能力を持つ人材の育成が急務でありました。

このため、「フィールドワーク」を重視した現場対応型、問題解決型の教育研究の充実を図る必要があり、独立した組織であった生物生産学部附属農場及び同附属水産実験所の各フィールド教育を統合・再編成し、生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターを平成15年度に新設しました。

瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターは、実地の場として次の二つのステーションがあります。

（1）西条ステーション（農場）

大学キャンパスの東南部に位置し、総面積35ヘクタールを有し、乳牛、肉牛、ヒツジ、ヤギ、鶏などを研究や実習用に飼育しています。乳牛は、ホルスタイン種の搾乳牛30頭程度と子牛や育成牛などを10頭程度飼育し、肉牛は25頭程度飼育しています。西条ステーション（農場）は、家畜の生産・管理システムに関わる独自の研究・教育活動を行うとともに、畜産学並びに関連する学問分野の教育科目によって、多方面にわたる研究・教育活動に利用しています。

また、家畜の管理や飼料作物生産を実地で学ぶための農場実習も行っています。

（2）竹原ステーション（水産実験所）

竹原市に位置し、研究・教育棟（3階建）、増殖実験飼育棟・精密実験飼育棟、屋外飼育水槽、海面網生簀並びに小型調査艇「からぬす丸」（14人乗り）などの施設・設備を備えています。

竹原ステーション（水産実験所）は、研究面では、瀬戸内海を主たる対象海域とする環境学、浮遊生物学、水産生物の資源学、生理学、生態学、増養殖学、魚病学、魚類・無脊椎動物の生化学など、多方面にわたる研究活動が行われ、水産学並びに関連する学問分野の発展、瀬戸内海の環境保全、地方産業の振興に寄与しています。

教育面では、主として、水産生物科学コースの学生を対象とする臨海生物生産学実習（夏期臨海実習）、各研究室担当の学生実験の一部、卒業論文実験をはじめ、大学院生物圏科学研究科博士課程前期・後期学生の実験・研究に活用しています。

学生生活について

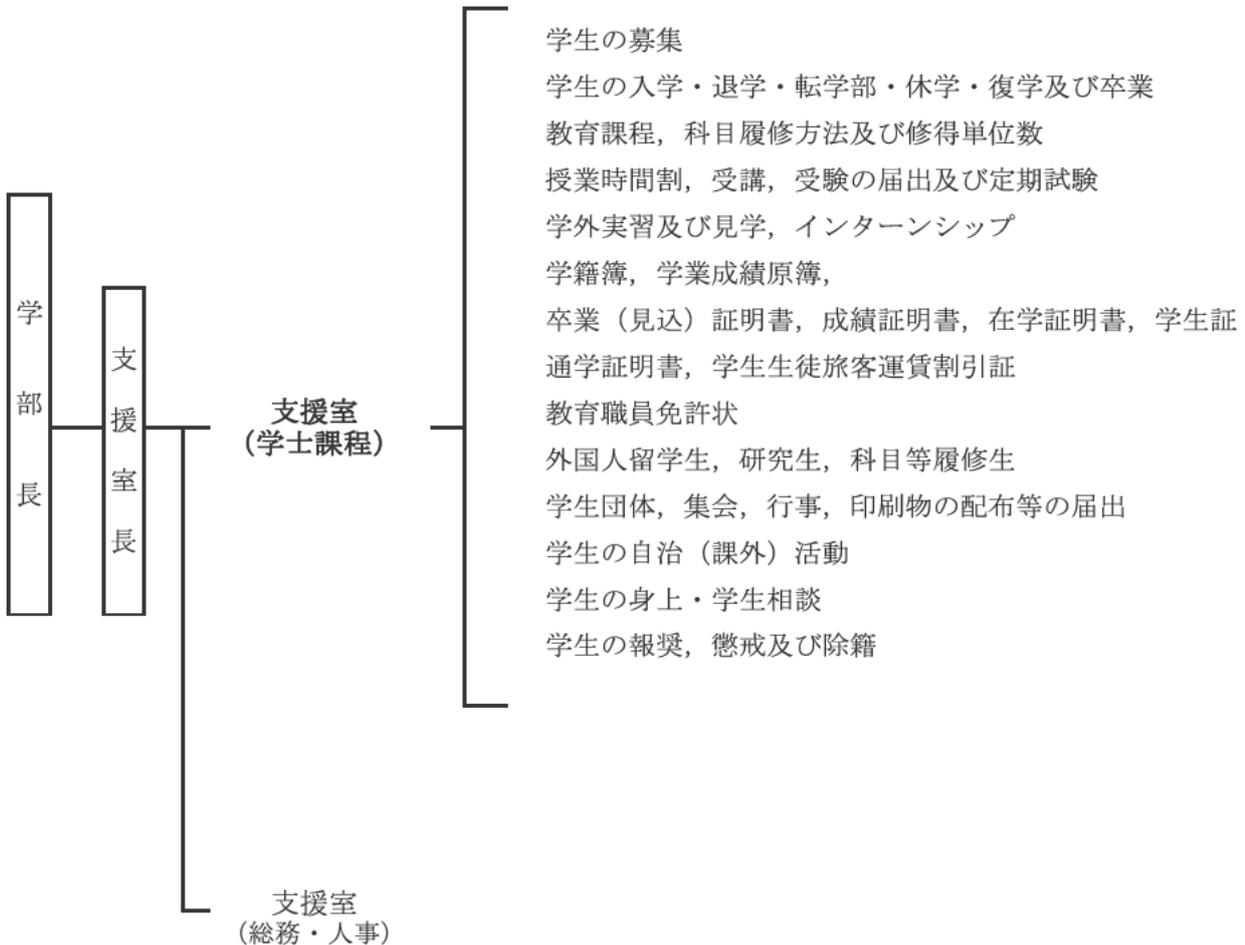
○ チューターについて

入学年度及びコースを単位として決まっており、学科課程の履修、修学、就職指導を始めとして大学生活全般、その他個人的な問題に至るまで広く諸般の相談に応じ、適切な助言・指導を行います。

コ ー ス	職 名	氏 名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
生物圏環境学コース	講 師	富永 るみ	B 1 0 5	7 9 6 6	rtomi@hiroshima-u.ac.jp
水産生物科学コース	准教授	吉田 将之	A 3 1 9	7 9 8 2	yosidam@hiroshima-u.ac.jp
動物生産科学コース	准教授	杉野 利久	B 5 1 3	7 9 5 6	sugino@hiroshima-u.ac.jp
食 品 科 学 コ ー ス	教 授	上野 聡	A 1 1 8	7 9 3 4	sueno@hiroshima-u.ac.jp
分子細胞機能学コース	教 授	三本木 至宏	A 7 0 2	7 9 2 4	sambongi@hiroshima-u.ac.jp

○ 事務機構と分担事務の内容

(注) 主として学生に関係のあるものを掲載



- 授業料免除，奨学金，学生教育研究災害傷害保険等請求手続，課外活動，学生宿舎等
…学生生活支援グループ（学生プラザ3階）
- 定期健康診断，健康相談，カウンセリング等
…保健管理センター
- 就職情報，インターンシップ，キャリア相談，大学運営支援業務（学内アルバイト）紹介等
…グローバルキャリアデザインセンター（学生プラザ2階）

○ 学 生 生 活 等 に つ い て

1 掲示及び連絡方法

本学では、学生への伝達・連絡事項は「My もみじ」（学生情報の森「もみじ」）と学部の掲示板により行いますので、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。確認しなかったことにより思いもかけぬ不利益を被ることがあるので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんは既に周知しているものとして処理しますので、見落としや誤解のないようにしてください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遺漏のないようにしてください。

また、教養教育科目を受講している人は、総合科学部の「掲示板」を、他学部の授業を受講している人は、当該学部の「掲示板」も十分注意しておいてください。

家族・知人等より電話で依頼があっても、誤解を生じないためにも応じられません。必要な要件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が学部の掲示板を利用したい場合は、あらかじめ支援室（学士課程）に申し出て「学生用掲示板」を使用してください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任をもって撤去するようにしてください。

ただし、以下のいずれかに該当する場合及び重要な事項は、各学部の掲示板にも掲示します。

1. 履修登録期間中
2. 新入生（4月入学）・編入学生に対する掲示 → 4月末日まで
3. 「My もみじ」が正常に稼働しない場合

2 学生証及び住所届

(1) 学生証（ICカード身分証）

学生証は常に携帯し、証明書を受領するときに職員の要求があれば提示してください。また、試験の際は学生証を必ず携行し、教員の指示により机上の見えやすいところにおいてください。

学生証の有効期間は、学部生は修業年限（4年）の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。

更新を要する学生は、年度当初に最近3か月以内に撮影した、写真1枚（縦4.0cm×横3cm、正面上半身・無帽、色眼鏡不可、裏面に学生番号・氏名を記入）を支援室（学士課程）に提出してください。また、学生証を紛失又は汚損したときは「学生証再交付願」を支援室（学士課程）で受け取り、所要事項を記入後、提出し学生証の交付を受けてください。

なお、有効期間を経過した学生証は、速やかに支援室（学士課程）へ返却してください。

※「広島大学学生証取扱細則」及び「履修登録・試験及び成績」も参照してください。

(2) 住所届

住所の届け出は必ず行ってください。年度途中に住居・メールアドレス・携帯電話の番号を変更したときは、その都度提出してください。重要・緊急な連絡等を行う場合に必要となり、緊急時の連絡ができません。そのために、不利益を被っても責任は負いません。

3 ロッカー

本学部は、学生の利用に供するためC棟2階学生ロッカー室に学生ロッカーを設置していますので、ロッカーを使用したいときは、支援室（学士課程）で使用許可を受けてください。

なお、ロッカー内には、危険物・貴重品を入れないでください。

※（生物生産学部ロッカー使用要領参照）

4 私の提案箱

本学部では、皆さんからの要望や意見を聞くために、「私の提案箱」を支援室（学士課程）出入

り口に設置しています。

学部の施設設備、学部教育・研究活動及び教職員に対しての、意見・改善要望・感想を、書式は問いませんので、できるだけ自分のお名前を記名して、意見を述べてください（無記名でも結構です）。ただし、個別の教員や事務員に対する誹謗中傷はご遠慮ください。皆さんの意見や意見・改善要望・感想については、可能なものから改善を進め、皆さんと共に私たちの学部をより良くしていきたいと考えています。

5 なんでも相談窓口

「修学上の悩み」，「生活上の悩み」，「覚えのない請求書」等の相談は，学生生活支援グループ（学生プラザ3階）内の「なんでも相談窓口」に連絡してください。

※（相談場所は別冊の「学生生活の手引」参照）

6 遺失物・取得物

（1）遺失物

遺失者（持ち物を失くした人）は，直ちに1年次生は総合科学部支援室（学士課程）で，2年次生以上は本学部の支援室（学士課程）に届け出るとともに，最寄りの警察署にも届け出てください。

必要があれば，関係金融機関への連絡も行ってください。

（2）取得物

取得者（持ち物を拾った人）は，最寄りの学部の支援室（学士課程）へ届け出てください。

7 防犯等への注意

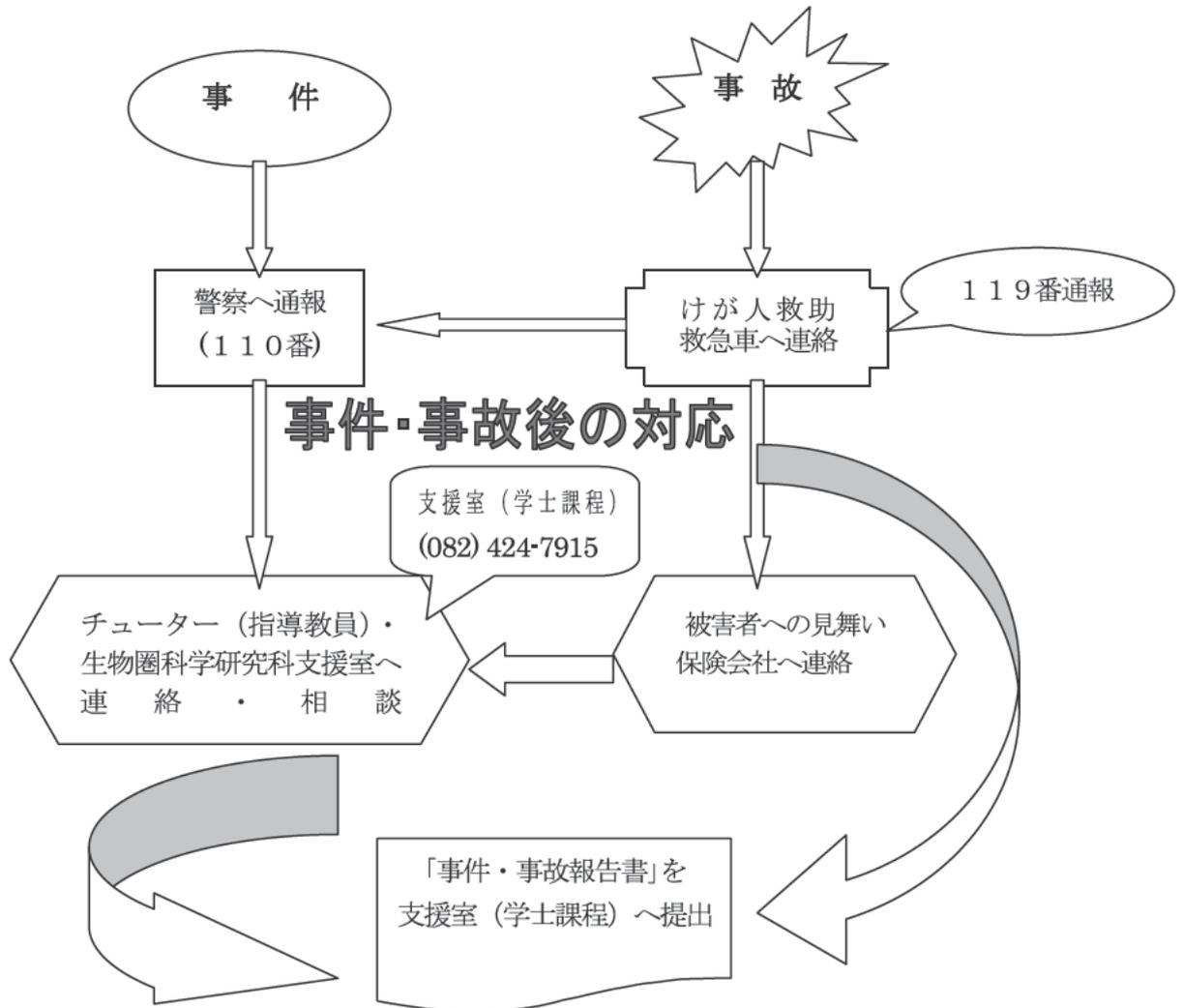
学生は常日頃から，盗難に遭わないように，貴重品は各自で管理するとともに，夜間は複数で行動するなど，十分な注意が必要です。万一，被害に遭ったときは，直ちに最寄りの警察に通報するとともに，支援室（学士課程）に連絡してください。

8 その他

各種証明書，各種申請及び届出，授業料免除，授業料納付，各種奨学金，就職，保険，カウンセリング等については，別冊の「学生生活の手引」に記載していますので，熟読しておいてください。

○ 事件・事故の対応について

事件・事故が起きたら



事件や交通事故にあった場合は、警察等に連絡するとともに、必ずチューター（指導教員）及び支援室（学士課程）に連絡してください。チューター（指導教員）の連絡先は、各自で確認し、下表に記録しておいてください。

<学生控え>

チューター（指導教員） 氏 名	連 絡 先
	(TEL) _____

○ 生物生産学部学生用ロッカー使用要領

- 第1 学生の利用に供するためC棟2階学生ロッカー室に学生ロッカーを置く。
- 第2 ロッカーは学部学生生活委員会が管理し、貸出等に係る事務は支援室（学士課程）が代行する。
- 第3 ロッカーを使用できる期間は、次のとおりとする。
学部2年次から3年次後期終了日（3月31日）までとする。
第3年次編入学生は入学後3年次後期終了日（3月31日）までとする。
- 第4 ロッカーの使用を希望する者は、別紙使用願を支援室（学士課程）に提出し許可を受けなければならない。
2 前項により使用を許可された者には、使用許可書を交付する。
- 第5 使用者が、退学、及び使用の必要がなくなったときは、速やかにロッカー内部を全て片付け、支援室（学士課程）に返却しなければならない。
その際には支援室（学士課程）職員が立会うものとする。
- 第6 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。
（1）使用許可のロッカーには施錠し、自ら責任をもって盗難に注意すること。
（2）ロッカーの配置場所の移動、及び使用者交互に貸借することを禁ずる。
（3）ロッカー内の整理整頓に心がけ危険物・貴重品は入れないこと。
（4）落書きしたり、ステッカー等を貼らないこと。
（5）支援室（学士課程）が必要と認めた場合、ロッカー内を点検することを承知する。
- 第7 使用者がロッカーを損傷したときは、直に支援室（学士課程）に届出なければならない。
2 前項の場合、使用者は支援室（学士課程）の指示により速やかに修理又は弁償しなければならない。
- 第8 使用者がこの要領に違反したときは、学部長はロッカーの使用許可を取り消すことがある。

—別紙様式略—